

高第235号
令和2年6月8日

介護員養成研修指定事業者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修の臨時的な取扱いについて

平素より介護員養成研修の円滑な運営にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた臨時的な取扱いとして、本県における介護員研修については、全ての課程において通信形式での実施も可能としますので、お知らせいたします。

なお、本取扱いの実施にあたっては、下記について留意するとともに、本取扱いに基づいて既に承認済みの計画における研修形式や内容を変更する場合は、変更届を提出していただけますようお願いいたします。

また、本取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響下限りの取扱いといたしますので、申し添えます。

記

1. 本取扱いに基づく通信形式での研修実施の留意点について

(1) 演習及び実習が必要な課程について

演習及び実習が必要な課程については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に十分配慮したうえで、可能な限り対面での演習及び実習の実施を検討し、やむを得ない場合のみ通信形式とすること。

また、実施内容は対面で行われた演習及び実習と遜色ないものとなるよう工夫し、適正な指導を行うこと。

(2) 全ての課程において通信形式での研修実施とした場合の補講等について

全ての課程において通信形式での実施による研修を終えた者に対しては、従事開始に伴い、有資格者等との同行訪問などを通じたOJT又は補講を行わせるようにすること。

有資格者とのOJTや補講については、受講生が十分な知識・技能を習得できる内容とすること。

(3) 全ての課程を通信形式で研修を修了した場合の修了証明書について

全ての課程を通信形式で研修を修了した者については、全課程を通信によって受

講したことを明記した修了証明書を発行することとし、後日OJTや補講等により十分な知識・技能を習得した場合に、岐阜県介護員養成研修事業者指定要綱（以下「県要綱」と標記）に定める修了証明書を研修事業者より再度交付すること。

(4) 本取扱いに基づく研修を実施した場合の研修実績について

県要綱に定める通信形式で実施できる事業者の要件を満たしていない事業者が、本取扱いに基づいた研修を行った場合については、本取扱いによって実施した研修を実施実績として数えることはできないこととする。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響が無くなった場合の対応について

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が無くなり、本取扱いが不要となった場合には、速やかに通常の形式での研修実施とすること。なおその場合には、県要綱に定める期日までに、変更届を提出すること。

2. 本取扱いに基づき通信形式での研修実施とする場合の手続について

既に指定のある研修の場合は以下①～⑤の書類を県へ速やかに提出すること。

新規指定の場合は通常の新規指定の書類に追加で②③④を添付し、県へ県要綱に定める期間までに提出すること。

- ① 介護員養成研修（事業者・研修事業）指定内容変更届（様式第3号）
- ② 新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修の臨時的な取扱い実施における誓約書（別紙1）
- ③ 全課程を通信形式によって受講したことを明記した修了証明書（参考様式別紙2）
- ④ 演習及び実習を通信形式で行う理由書（参考様式別紙3、必要な場合のみ）
- ⑤ その他変更箇所のわかるもの（変更前のものと変更後のもの一式）

提出先：岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係（岐阜市藪田南2-1-1）

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	田中	担当	緋田
TEL	058-272-8298（直通）		
FAX	058-278-2639		
E-mail	akeda-midori@pref.gifu.lg.jp		